

福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 21 号

福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「、第10条の4」を削り、同条第3項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項中「、第10条の4」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。